

和歌山市消防局公式インスタグラム運用方針

令和6年5月29日付け和消局予第99号
各所属長宛て消防局長通知

改正 令和7年8月1日和消局予第1240号

和歌山市消防局

1 概要

本運用方針は和歌山市消防局（以下「消防局」という。）がインターネット上のサービス「インスタグラム」を用いて、次のアカウント（以下「当アカウント」という。）から情報発信するにあたり必要な基本事項を定めるものとします。

名称	和歌山市消防局【公式】
アカウント名	@wakayamacity_fire_dept
アカウント URL	https://www.instagram.com/wakayamacity_fire_dept/?hl=ja

2 目的

次項「3 発信情報」について、消防局から市民へ広く情報提供を行うことを目的とします。

3 発信情報

- ・消防局が実施する各種イベント等のお知らせ及び開催案内
- ・火災予防啓発等に係るお知らせ
- ・消防局ホームページその他本市が発行する広報紙等に掲載した情報
- ・上記に掲げるもののほか、掲載する情報として運用管理責任者が適当と認めるもの
- ・フォロー及び引用、再送信等（国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及び Web サイト、並びに市民に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及び Web サイトについては、フォロー及びその発信する情報の引用・再送信等をする場合があります。）

4 運用方法

- (1) 当アカウントは、消防局予防課が運用します。
- (2) 原則、当アカウントへの投稿へ返信等はいりません。また、個別の情報提供や意見、提案や相談の受付等も行いません。
- (3) 当アカウントに対する投稿、その他ソーシャルメディア上の各種行為について一切関知しません。ただし、次のいずれかに該当する場合、利用者に断りなく投稿の削除又は非表示、アカウントのブロック等の対応を行う場合があります。
 - ・法令等に違反するもの又は違反や助長するおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・犯罪行為を助長するもの
 - ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
 - ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

- ・本人の許諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の特許権、意匠権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・営利を目的としたもの
- ・虚偽又は著しく事実と異なるもの、風評や風評を助長させるもの
- ・虐待的、卑わい、侮辱的な表現を含むウェブサイト等へのリンクを含むもの
- ・有害なプログラム又はそのようなプログラムへ誘導するもの
- ・メタ社の利用規約に違反するもの
- ・その他消防局が不適切であると判断するもの

5 知的財産権

当アカウント内のコンテンツ（テキスト、写真、イラスト、音声、動画等）の知的財産権は、本市又は正当な権利を有する者に帰属します。コンテンツへの「いいね」や「シェア」等の機能（これらに類する機能を含む。）については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。投稿記事を無断で複製・転載することはできません。

6 免責事項

- (1) 当アカウントに掲載する情報の正確性については万全を期しておりますが、消防局は利用者が当アカウントの情報をういて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 消防局は、当アカウントに関連し、利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合及びそれにより生じたどのような損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 当アカウント内のコンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

7 その他

- (1) 本方針の内容は和歌山市公式ホームページに掲載します。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更することがあります。
- (2) 引用、再送信等により、一定期間発信した情報は、削除することがあります。
- (3) この運用方針は令和6年6月1日から適用します。